

令和5年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R6.1.29	R6.2.8	令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙_公費負担に係る請求書等（ビラの作成）（1名） 令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙_公費負担に係る請求書等（ポスターの作成）（1名）	1	1														・東京都情報公開条例第7条第3号に該当 口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
2	R6.2.1	R6.2.13	令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙における選挙運動用収支報告書に係る領収書（18名）	1							1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 領収書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
3	R6.2.1	R6.2.13	令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙の選挙運動用収支報告書に併せて提出される領収書の写し（提出の全回分）（1名）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項に該当 請求のあった公文書は、不存在。	選挙管理委員会事務局選挙課
4	R6.2.1	R5.2.15	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和2年～令和4年分）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項に該当 取得していないか、取得していても総務大臣届出団体のために総務省へ送付しており、現に存在しない。	選挙管理委員会事務局総務課
5	R5.12.20	R6.2.15	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和2年～令和4年分）（102団体）	1	1						1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
6	R5.2.13	R6.2.22	令和3年分政治資金収支報告書に添付して提出された領収書等の写し（令和3年分）（1団体）	1	1						1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人の氏名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
7	R6.2.13	R6.2.22	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和4年分）（2団体）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項に該当 取得しておらず存在しない。	選挙管理委員会事務局総務課
8	R6.2.20	R6.2.29	令和5年6月4日執行東京都議会議員補欠選挙における公費負担に係る請求書等（ポスターの作成）（1名）	1	1								1	1					・東京都情報公開条例第7条第3号に該当 口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課